

## 室町期鶴岡八幡宮寺における別当と供僧

小池 勝也

本稿の目的は、『鎌倉市史』以降研究が十分に深められていない、室町期鶴岡八幡宮寺の歴史的展開を、鶴岡別当と供僧の関係を軸に、鎌倉公方の存在にも留意しつつ検討することである。

歴代別当は供僧が何らかの過失を犯すと、それを咎めて改易し、別当自身が任免権を自由に行使できる進止の供僧へと改替を行うという行為を繰り返し、供僧への影響力を拡大させてきた。しかし、別当の強権に対する供僧側の反発も徐々に強まり、南北朝末期の段階で、進止供僧への改替に歯止めがかかることになった。

時の別当弘賢は応永7年(1400)に進止供僧へ公方御判を自身の手配で与えた。先行研究では、このことによって鶴岡別当は進止供僧の進止権を鎌倉公方へ返還したと理解されてきたが、先行研究で触れられていない関連史料(『鶴岡諸記録』)の記述も参照すると、この一件で別当が進止権を公方へ返上したとは言い難い。

次代の別当尊賢は、改易による進止供僧坊への改替は行わなかった一方で、応永22年(1415)に行われた、供僧坊への院号授与に際し、非東密派の供僧坊を授与の対象から除外するなどの差別化政策をとって、別当の影響下に入らない供僧を冷遇した。また、この時期は次期別当の座を巡っての対立が世俗政治の情勢と関連しつつ展開し、最終的に勝ち残った尊運は、一度に大量の供僧を更迭するなどの強権を示した。

尊運別当期に、再び別当と供僧の関係が悪化し、鎌倉府を巻き込んだの相論が展開された。別当と供僧の対立が激化する中で、鎌倉公方が鶴岡の人事に介入する意図を見せ始め、遂に鶴岡別当が鎌倉公方によって更迭される事態を招いた。公方によって別当に擁立された尊仲は、永享の乱で持氏に与同し処罰された。

鶴岡八幡宮寺は諸宗兼学の状態から南北朝以降東密寺院化していくが、その過程は平穏に推移したのではなく、上述のように別当と供僧の厳しい緊張関係をはらみながら展開したのである。